

贈与税は大切 相続の手前に贈与がある

- 1 贈与税という税金は、故人から財産をもらったときにかかる税金です。贈与税は受贈者が納める税金で、110万円の基礎控除が設定されています
- 2 基礎控除は、受贈者単位で110万円を控除するしくみです。逆に考えれば、毎年110万円までは贈与税を支払うことなく、子や孫に資産を移転できるのです
- 3 相続税の節税を考える人は少なくありません。そして、相続税の節税を考えるのであれば、贈与を使って、早期から資産の引継ぎを考えるとよいでしょう

贈与税とは

贈与税という税金は、個人から財産をもらったときにかかる税金です。贈与を行う人を贈与者、贈与を受ける人を受贈者といいます。

贈与税は、受贈者が申告して納税する義務があります。通常の課税方式では、1月から12月までの1年間で贈与を受けた金額が110万円以下であれば贈与税はかかりません。所得税にはたくさんの所得控除が設けられていますが、贈与税は110万円の基礎控除だけです。

110万円の基礎控除

父親と母親から、それぞれ、200万円と100万円の贈与を受けたとしましょう。110万円はそれぞれ差し引いてよいのでしょうか。

答えは「NO」です。110万円は受贈者単位で差し引きますから、贈与を受けた金額の合計から、一度だけ、110万円を差し引くことができます。

しかし、逆に考えれば、110万円の基礎控除内であれば、贈与税を負担することなく(確定申告も不要です)、子や孫に資産を贈与することができるわけです。

計画的に次の世代に資産を移したいとき贈与は魅力的な手段です。

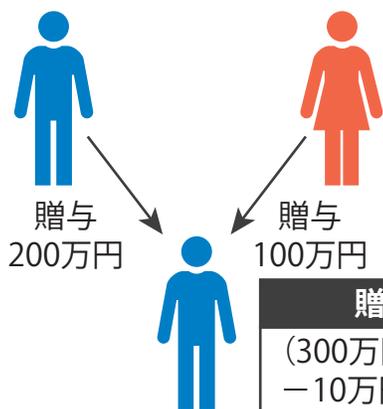


相続と贈与

一定の資産がある人にとって、相続税対策は大切ですが、人が亡くなってからできる相続税対策は本当に限られています。

むしろ、数十年かけて資産を子や孫の代に計画的に移転しておくことが相続税対策になるのです。その時に必要になるのが贈与であり、贈与の効果を知るためには贈与税の知識が必要なのです。

父親と母親から贈与を受けた



贈与税額の計算

$$(300万円 - 110万円) \times 15\% - 10万円 = 18.5万円$$

ライフプランに関する相談はお気軽に

Barms
Corporation Co., Ltd.

発行元:バームスコーポレーション(有)
神奈川県川崎市宮前区土橋2-2-2-301
tel (044) 854-8480 fax (044) 856-7268
mail pinfo@barms.jp http://www.barms.jp